

2021 年 1 月

公益社団法人 神奈川県助産師会 災害時支援協力助産師 規約

I. 災害時支援協力助産師とは

災害時の支援活動を行うことを目的に、神奈川県助産師会に登録された助産師をいう。

(1) 登録の要件

1. 助産師の免許を有する者
2. 神奈川県助産師会の会員である者
3. 災害時の支援活動に協力可能な者（災害時の活動は任意）
4. 災害時支援の研修を受講している者（登録後の学習でも可）
5. 保険加入している者(賠償保険等)

(2) 活動

基本的には神奈川県助産師会への要請に応じた支援を行う。

その場合は、派遣協定に基づく要請を優先する。

- ① 行政との派遣協定に基づく支援（有償）
- ② 行政(市町村)、団体(日本助産師会・近隣助産師会など)、個人(県下助産所など)からの要請に対する支援（ボランティア活動）
- ③ 個人での支援活動（ボランティア活動）

(3) 登録の手続き

1. 登録申請用紙に記入のうえ、事務所宛てに申し込みを行う
(郵送・メール・FAX・HP)
2. 登録用紙は、神奈川県助産師会事務局・災害対策委員会が管理する
3. 登録者の情報は、必要時に神奈川県や各自治体に提供することもあり

(4) 必要物品の貸与

1. 登録証：交付した登録証は活動時の身分証明書とする
2. ネームホルダー
3. ビブス(ゼッケン)

(5) 登録後の行動

- ・災害時支援協力助産師のメーリングリストに登録
災害時の情報・研修会の案内などの情報共有や発信
- ・支援活動のための自己研鑽を行う
災害支援に関する研修の受講
自治体の防災訓練に参加（地区の登録助産師と共に）
自己学習 *日本助産師会出版「助産師が行う災害時支援マニュアル」¥1500

(6) 保障

- *行政との協定に基づく場合にのみ、協定内容による
(例)・支援活動に要する交通費・活動費・負傷した場合の扶助費・保険加入 等

(7) 心構え

1. 要請に応えるための準備
 - ・保険(賠償責任保険・傷害補償保険等)に加入する
 - ・家族や職場の理解を得る
 - ・要請があった場合、自由意志で受諾の可否を申し出る
2. 心身の準備
 - ・気負わず、できることの範囲で無理をしない
 - ・体調を整え、自身の健康に留意する
3. 物の準備
 - ・自己完結で滞在、飲食、移動ができる準備をする
季節・活動場所・災害状況により判断する

(8) 役割

避難所等で妊産褥婦や乳幼児をはじめ女性の支援を中心に活動を行う

- ・妊産婦の健康相談・精神的ケア・保健指導
- ・産後の母子の健康相談・育児相談・精神的ケア・保健指導
- ・母乳・授乳支援
- ・分娩の介助ならびに分娩前後の処置（緊急時の場合）
- ・褥婦や新生児に対する処置及び保健指導
- ・その他避難所等における支援（女性への配慮、授乳室の確保等環境整備）等

(9) 災害時支援体制

基本的に本会が支援要請を受けた協定内容に従い支援を行う

行政から協定に基づく災害支援の協力要請を受託する



神奈川県助産師会から支援協力助産師へ派遣要請を行う



支援協力助産師の派遣要請受託の可否を確認し、派遣場所を伝える



支援協力助産師は派遣指定された避難所等へ出動する



避難所内医療救護所等で、担当者や同行メンバーと活動内容を確認

支援活動を実施する（必要時、記録票を使用）



支援報告書を本会災害対策本部に提出

(9) 登録変更の手続き

登録を変更する際には、変更届用紙に記入のうえ事務局に送付する
(郵送・FAX・メール)

(10) 登録抹消の手続き

登録を抹消する際には、登録抹消届に記入のうえ事務局に送付する
(郵送・FAX・メール)

登録証・ネームホルダー・ゼッケンを事務局に返送する(返送費は自身が負担)

Ⅱ．用紙

- 1．災害時支援協力助産師登録用紙
- 2．登録内容変更用紙
- 3．登録抹消届出用紙
- 4．災害時の母子ケア実施記録表 ① ② ③
- 5．災害時支援報告書